

別表 1－1（相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（出雲市）

創業支援等事業の目標
(1) 目標 相談対応：20件／年、創業者：2名／年 (2) 目標の根拠 令和4年度の創業に関する相談件数は、25件で、うち空き店舗活用に関する相談が、15件であった。創業者数は5名だった。 各認定連携創業支援等事業者と連携を図り、支援施策などの周知を進めることで、年間20件の相談件数と、うち1割(2件程度)の創業実現を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜窓口相談対応＞【既存】 ・出雲市は、商工振興部商工振興課内にワンストップ相談窓口を設置する。 ・創業希望者からの相談内容に応じて、各認定連携創業支援等事業者へ紹介し、様々な創業時の課題を解決する。 ・出雲市は、創業希望者からの相談対応にあたり、創業にあたっての諸手続きや国、県及び各認定連携創業支援等事業者の支援施策や特定創業支援等事業などをまとめたもの（以下「創業にあたっての支援施策等をまとめたもの」とする。）を作成し、各認定連携創業支援等事業者と共有することで、同様の案内ができる体制を構築する。 ・市報、市ホームページ、またはセミナー等を活用して、創業支援窓口の体制や支援施策の情報を、広く周知する。セミナーでは、創業時の課題解決に資する講座や資料提供、または個別相談窓口の設置等を行う。 ・創業に必要なとなる要素別の各連携機関の役割は以下とする。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ 1. ターゲットの見つけ方 ・しまね産業振興財団、商工団体（出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会）、日本政策金融公庫松江支店や島根県信用保証協会出雲支店が、市場のニーズを把握し、情報提供する。 ・出雲市の商業集積地は、「JR出雲市駅」や「一畑電車雲州平田駅」の周辺であり、年間約600万人が訪れる出雲大社周辺の観光関連業へのニーズが見込まれる。また、外国人住民やインバウンドに対応した小売・サービス業などのニーズが高まっている。 ・出雲市は、島根県の医療機関や医療教育機関が集積しているところであり、医工連携による産業創出やIT関連業の集積を目指している。 2. ビジネスモデルの構築の仕方 ・しまね起業家スクール実行委員会が行う「しまね起業家スクール」【2－7】、出雲市がNPO法人ミライビジネスいずもへ委託して行う「創業塾」【2－3】など、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。 ・女性の創業希望者を掘り起こし、女性の創業支援を行う団体等とのネットワークづくりを図るセミナーを開催する。 ・商工団体、日本政策金融公庫松江支店、島根県信用保証協会出雲支店が、顧客ニーズへの対応や市場規模や競合状況による採算性などについて、アドバイスを実施する。 ・挑戦意欲を持った創業者などを支援する拠点として、令和5年度に開所したコワーキングスペース「Izumonomad」の利用促進を図る。 3. 売れる商品・サービスの作り方 ・しまね産業振興財団や各商工団体が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析し、アドバイスを行う。 ・NPO法人ミライビジネスいずもが、商品づくりのポイント（こだわり）、消費者ターゲットやパッケージデザインなど売れる商品づくりを指導するセミナーの開催やアドバイスをを行う。 ・NPO法人ミライビジネスいずも、各商工団体、日本政策金融公庫松江支店、島根県信用保証協会出雲支店が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

- ・NPO法人ミライビジネスいずもが、販売先、ターゲット、販売方法、価格など効果的な販売方法を指導するセミナーの開催やアドバイスをを行う。
- ・出雲市や各商工団体が属する、中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業実行委員会によるビジネスマッチング（商談会）をはじめとする各種商談会やNPO法人ミライビジネスいずもが県内外で開催する「出雲フェア」への出展、販路開拓のためのマッチング支援を行う。
- ・NPO法人ミライビジネスいずも、しまね産業振興財団や各商工団体が、個別マッチングによる販路支援を行う。

5. 資金調達

- ・各商工団体が、資金調達へのアドバイスをを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。
- ・日本政策金融公庫松江支店、島根県信用保証協会出雲支店とともに地域金融機関が協力し、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。
- ・出雲市は、中小企業信用保証料補助金制度を設け、島根県制度融資の活用を促進し、保証料の補助により創業時の負担を軽減し、市内の創業環境の充実を図る。
- ・出雲市は、島根県信用保証協会とともに創業等信用保証料補助金制度を設け、保証料の補助により創業時の負担を軽減し、市内の創業環境の充実を図る。

6. 事業計画書の作成

- ・しまね産業振興財団や各商工団体の経営指導員が、事業計画の策定について、アドバイスをを行う。さらに、日本政策金融公庫松江支店、島根県信用保証協会出雲支店が、事業計画書のブラッシュアップを行う。
- ・補助金等の申請については、しまね産業振興財団や商工団体等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、手続き

- ・NPO法人ミライビジネスいずもにおいて、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、各商工団体の紹介や専門家派遣を行い、税務、労務管理などのアドバイスを行ってもらう。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

- ・各認定連携創業支援等事業者が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスをを行う。

<創業支援機関との連携>

- ・各認定連携創業支援等事業者が支援を行った創業希望者等の情報は、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、出雲市が集約を行う。
- ・その情報をもとに、出雲市と相談を受けた認定連携創業支援等事業者で連携し、その後の創業の有無の確認や創業後の課題を聞き取り、課題に沿った支援を行う。

<特定創業支援等事業>

- ・出雲市が、認定連携創業支援等事業者と連携して行う、特定創業支援等事業は、4回以上（1回につき1時間以上）かつ1ヶ月以上、継続して経営・財務・販路・人材育成の内容すべて習得できるものとし、NPO法人ミライビジネスいずもが行う「創業塾」【2-3】、しまね産業振興財団が行う「インキュベーション事業」【2-4】や「相談窓口」【2-5】や「セミナー開催」【2-6】、しまね起業家スクール実行委員会が行う「しまね起業家スクール」【2-7】がある。
- ・特定創業支援等事業計画の資格を満たし、証明書の交付を希望する者について、認定連携創業支援等事業者から、氏名、相談対応日等を記載した報告書を出雲市に提出してもらい、報告書をもとに出雲市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業の全体の進捗状況を出雲市が把握するため、「出雲市創業支援に関する連絡会」を開催し、事業内容や体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を受講し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話等にて確認する。
- ・創業後は、事業の進捗状況を訪問や電話等によってフォローアップを行い、創業者の課題

解決を図る。

- ・公序良俗を害する恐れがある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各認定連携創業支援事業者にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・出雲市商工振興部商工振興課に担当者2名を配置し、ワンストップ相談窓口を設置する。
- ・出雲市及び各認定連携創業支援等事業者が連携し、創業希望者の創業段階ごとの課題解決やフォローアップを行う。
- ・出雲市は、各認定連携創業支援等事業者とともに、創業支援に関する情報収集を行い、「創業にあたっての支援施策等をまとめたもの」を作成し、出雲市及び各認定連携創業支援事業者で共有することで、窓口対応の効率化と平準化を図る。
- ・市報、市ホームページ、またはセミナー等を活用して、創業支援窓口の体制や支援施策の情報を、広く周知する。また、同様の広報を各認定連携創業支援等事業者へも依頼する。セミナーでは、創業時の課題解決に資する講座や資料提供、または個別相談窓口の設置等を行う。

計画期間

平成26年11月1日～令和11年10月31日

変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日

別表 1－2（空店舗活用事業）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（出雲市）

創業支援等事業の目標	
(1) 目標	相談対応：20件／年、創業者：5名／年
(2) 目標の根拠	- 令和4年度の空店舗活用に関する相談は、15件の相談件数であったが、各認定連携創業支援等事業者と連携を図り、支援施策などを広く周知することで、年間20件の相談件数を目標とする。 - 令和4年度の創業実績は5名であり、今回の創業支援策を講じることにより、5名を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容【既存】	出雲市では、創業者等の新規出店時の負担軽減と中心市街地等への新規出店の促進を目的に、商業等振興区域の空店舗への新規出店者に対して補助金を交付する。 ①補助事業名 地域商業等支援事業 ②補助対象経費 家賃、改修費、広告宣伝費
(2) 創業支援等事業の実施方法	1. 補助事業の周知 出雲市や市内商工団体が、ホームページや「創業にあたっての支援施策等をまとめたもの」等を活用して、広報を行う。 2. 補助事業の申請 - 出雲市や商工団体が、申請にあたっての相談対応を行う。 - 出雲市が申請受付を行う。 - 申請にあたっては、商工団体（経営指導員）の推薦書の添付を必須としており、事前に経営指導員の指導を受ける体制をとっている。 3. 創業後のフォローアップ 補助金交付終了後5年間は事業者には実施状況を報告させることで事業の進捗状況を確認し、フォローアップを行う。
計画期間	
平成26年11月1日～令和11年10月31日 変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日	

別表２－１（ワンストップ相談窓口の設置）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
①	(1) 氏名又は名称 NPO法人ミライビジネスいずも (2) 住所 島根県出雲市斐川町神氷2535-10 (3) 代表者の氏名 理事長 長岡 秀治 (4) 連絡先 TEL：0853-73-7200 FAX:0853-73-3357
②	(1) 氏名又は名称 公益財団法人しまね産業振興財団 (2) 住所 島根県松江市北陵町 1 (3) 代表者の氏名 代表理事理事長 馬庭 正人 (4) 連絡先 創業・人材支援室0852-60-5117及び石見事務所0855-24-9301
③	(1) 氏名又は名称 出雲商工会議所 (2) 住所 島根県出雲市大津町1131-1 (3) 代表者の氏名 会頭 福間 正純 (4) 連絡先 経営支援課 0853-25-3710
④	(1) 氏名又は名称 平田商工会議所 (2) 住所 島根県出雲市平田町2280-1 (3) 代表者の氏名 会頭 石原 俊太郎 (4) 連絡先 0853-63-3211
⑤	(1) 氏名又は名称 出雲商工会 (2) 住所 島根県出雲市大社町杵築南1344 (3) 代表者の氏名 会長 山崎 茂樹 (4) 連絡先 0853-53-2558
⑥	(1) 氏名又は名称 斐川町商工会 (2) 住所 島根県出雲市斐川町上庄原1749-3 (3) 代表者の氏名 会長 植田 登志雄 (4) 連絡先 0853-72-0674
⑦	(1) 氏名又は名称 島根県信用保証協会 出雲支店 (2) 住所 島根県出雲市大津新崎町2丁目24 (3) 代表者の氏名 出雲支店長 坂本 豪 (4) 連絡先 0853-21-4998
創業支援等事業の目標	
(1) 目標 相談対応：１００件／年、創業者：５０名／年 (2) 目標の根拠 令和４年度の相談件数は、１６４件、創業者数は７５名である。ワンストップ相談窓口を設け、出雲市及び各認定連携創業支援等事業者が連携する体制を明確化し、創業支援に関する情報を広く周知することで、認定連携創業支援等事業者全体で、相談対応件数１００件、創業者数５０名を目標とする。 相談窓口（別表２－５）で行われる相談対応件数及び創業者数を除いた件数を目標とする。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容【既存】 ワンストップ窓口設置機関（NPO法人ミライビジネスいずも、しまね産業振興財団、出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会、島根県信用保証協会出雲支店）は、ワンストップ相談窓口として創業希望者の相談対応にあたりるとともに、特定創業支援等事業の紹介や創業支援施策の情報提供を行う。 また、専門分野の相談には、相互に連携し必要な専門機関の紹介や専門家の派遣を実施する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ① ワンストップ相談窓口の設置と対応 ワンストップ窓口設置機関は、創業支援のワンストップ相談窓口として創業希望者	

の相談対応にあたる。創業後は、専門的な支援を行った認定連携創業支援等事業者が事業の進捗状況を訪問や電話等によってフォローアップを行い、創業者の課題解決を図る。

② 専門分野の相談対応

創業希望者からの相談内容が、専門分野（融資、資金繰り、労務、知財など）の場合は、しまね産業振興財団、商工団体、日本政策金融公庫松江支店、島根県信用保証協会出雲支店への取次ぎや、中小機構を通じて専門家の派遣を行う。

③ 出雲市との連携

創業希望者からの相談があった場合、相談内容に応じて、出雲市創業支援担当者にフォローアップの同行を求める。

また、創業者の掘り起こしを進めるため、出雲市の創業支援の体制や特定創業支援等事業などの情報を、会報、HP掲載・リンクなどにより、相互発信を行う。

計画期間

平成26年11月1日～令和11年10月31日

変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日

別表 2-2（相談窓口）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	㈱日本政策金融公庫
(2) 住所	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー
(3) 代表者の氏名	代表取締役総裁 田中 一穂
(4) 連絡先	松江支店 国民生活事業 事業統轄 0852-23-2651
創業支援等事業の目標	
(1) 目標	相談対応：60件／年、創業者：40名／年
(2) 目標の根拠	令和4年度における日本政策金融公庫の相談対応件数及び創業者数の実績は、相談件数が58件、創業者数が37名であった。 ワンストップ相談窓口を設け、出雲市及び各認定連携創業支援等事業者が連携する体制を明確化し、創業支援に関する情報を広く周知することで、相談対応件数を年間60件、創業者を年間40名にすることを目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容【既存】	創業希望者からの相談を、各ワンストップ相談窓口が受け、専門的課題に対し、専門的な支援を行う。
(2) 創業支援等事業の実施方法	ワンストップ相談窓口となった機関からの要請に応じ、創業前後の事業計画・税務・労務・融資・経営・販路・市場調査・知財などの専門的課題への相談対応や専門家派遣を行う。必要に応じ、専門的課題への対応のためのセミナーの開催や、臨時の個別相談窓口の開設等を行う。 創業後は、事業の進捗状況を訪問や電話等によってフォローアップを行い、創業者の課題解決を図る。 相談対応の内容としては、日本政策金融公庫松江支店は、融資及び創業後の資金繰りを切り口とした相談に対応する。 日本政策金融公庫松江支店が支援を行った創業希望者に対しても、出雲市のアンケートなどを用いる等してその後の創業の有無の確認や創業後の課題を聞き取り、課題に沿った支援を行うことで、創業希望者の課題解決を図る。
計画期間	
平成26年11月1日～令和11年10月31日	
変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日	

別表 2-3（創業塾の開催）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する特定創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	NPO法人ミライビジネスいずも
(2) 住所	島根県出雲市斐川町神氷2535-10
(3) 代表者の氏名	理事長 長岡 秀治
(4) 連絡先	TEL：0853-73-7200 FAX:0853-73-3357
創業支援等事業の目標	
(1) 目標	受講者：30名／年、創業者： 6 12名／年
(2) 目標の根拠	令和4年度に実施した「創業塾」の受講者が26名、うち創業者が6名であった。また、令和4年度に実施した「創業実践塾」（旧【2-10】）の受講者は7名、うち創業者は1名であった。 令和6年度から、創業の基礎を学ぶ「創業塾」と、より実践的に学ぶ「創業実践塾」を一本化。受講対象者を創業予定または創業準備中の方とし、基礎知識の習得及び創業に向けた実現可能な「創業計画書」の作成を目的とし、受講者が創業を実践できるように支援を行う。本事業では、各認定連携創業支援等事業者全体で広報活動を行い、より実践的な講義を行うことで、30名の受講者のうち4割（12人）の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容【新規・特定創業支援等事業】	事業を開始するための心構え、事業計画書作成研修など、創業事例の紹介を交え、実際の創業に役立つ経営、財務、人材育成、マーケティング等の知識が身に付く創業塾を全10回以上（1回につき1時間以上）かつ1ヶ月以上、実施する。〔基礎編〕と、より実践的に学ぶ〔実践編〕の二部構成とし、〔基礎編〕で作成した「創業計画書」を〔実践編〕のカリキュラムを通じてブラッシュアップし、創業に向けた実現可能な「創業計画書」を作成（修正）する。 〔基礎編〕 ● 創業についての心構え、基礎知識（開業手続き、個人事業と法人事業、届出、税務、労務等）【財務、人材育成】 ● 事業コンセプトについて考えよう（ターゲット、商圈、営業戦略、集客手段等）【経営、販路】 ● 創業関係融資の概要について【財務】 ● 事業計画書作成（作成の目的、フォーマットの理解、業種別サンプルの分析、売上・コスト構成等の理解）【財務、経営、販路】 〔実践編〕 ● ビジネスモデルの検討 ● 損益計画、資金計画 ● 事業計画書作成、ブラッシュアップ、発表
(2) 創業支援等事業の実施方法	・講師の選定や講座の詳細は、出雲市と協議し決定する。 ・創業塾の当日運営（会場準備、教材の準備等）は、出雲市と共同して行う。 ・受講生の募集は、チラシの拠点配付や就職情報誌への掲載、また、NPO法人ミライビジネスいずも及び出雲市のホームページ掲載を行うとともに、他の認定連携創業支援等事業者の協力を得て、広く周知する。 ・この創業塾を、「特定創業支援等事業」とし、4回以上講義に出席して財務、経営、人材育成、販路開拓の全分野を習得した場合、本事業の修了者とし、特定創業支援等事業の資格を満たした者として、出雲市が証明書を発行する。 ・受講者について、その氏名、住所、連絡先、受講状況などをまとめた受講者名簿を作成して保管するとともに、出雲市へ提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・受講後の創業の有無は、アンケート調査を行い確認する。また、創業後は、訪問により

フォローアップを行うとともに、創業者とのネットワークを構築し、今後、市内での創業の醸成を図り、創業者輩出につなげる。

【出雲市の役割】

- ・講師の選定や講座のカリキュラムの策定
- ・塾生募集、募集チラシの設置、出雲市ホームページへの掲載、出雲市の窓口での紹介
- ・講義当日の運営協力

計画期間

平成26年11月1日～令和11年10月31日

変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる

別表２－４（インキュベーション事業）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する特定創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人しまね産業振興財団
(2) 住所	島根県松江市北陵町 1
(3) 代表者の氏名	代表理事理事長 馬庭 正人
(4) 連絡先	創業・人材支援室0852-60-5117及び石見事務所0855-24-9301
創業支援等事業の目標	
(1) 目標	相談対応：5 件／年、インキュベーション入居・創業者：1 名／年
(2) 目標の根拠	令和 4 年度のインキュベーションに関する相談件数は、出雲市において年間 0 件であり、入居・創業者数は 0 人であった。出雲市や他の認定連携創業支援等事業者と連携を図り、支援施策などを広く周知することで、年間 5 件の相談件数と、うち 2 割のインキュベーション入居や創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容【既存・特定創業支援等事業】 実施者は、インキュベーション施設を安価で貸し出すことにより、創業しやすい環境を提供するとともに、有資格者によるハンズオン支援を行うことで、独創性や挑戦意欲に富んだ創業者や新分野進出を目指す創業者を支援する。 1. インキュベーション施設の概要 ・テクノアークしまね内（松江市内） 個室タイプ23部屋（17～46㎡）、ブースタイプ12ブース（3～6㎡） ・いわみぶらっと（浜田市内） ブースタイプ8ブース（3.3～4.8㎡） 【設備】インターネット回線、シャワールーム、リラクゼーションルーム 2. ハンズオン支援 実施者の中小企業診断士及び一般社団法人日本ビジネス・インキュベーション協会認定インキュベーションマネジャーを中心に、インキュベーション施設入居者（以下「入居者」という。）を対象として、レベルに応じた、ビジネスモデル構築、経営、財務、人材確保・育成、販売戦略構築、販路開拓のノウハウを習得させるため、定期的に打合せを行う。また、事業の進捗状況をフォローアップし、アドバイスをを行う。 外部から企業経営者や税理士、金融機関等を招いてのセミナーや入居者同士の交流を活発にするための勉強会等を実施する。 なお、4 回以上（1 回につき 1 時間以上）かつ 1 か月以上継続して経営・財務・販路・人材育成等の知識習得のためのハンズオン支援を受け、事業計画書を作成した者を、「特定創業支援等事業」対象者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 施設は、実施者が管理運営するインキュベーション施設を活用する。一般社団法人日本ビジネス・インキュベーション協会認定インキュベーションマネジャーの資格を有する職員や中小企業診断士の資格を有する職員等が常勤し、定期的に入居者に対して、打合せを行う。中小企業診断士の資格を有する職員がサポートする。 インキュベーション施設から退去後の状況確認は、出雲市や他の認定連携創業支援等事業者と帯同して、年 1 回以上の訪問や電話・アンケートによる聞き取りで、経営・財務等状況確認し、必要に応じて専門家相談や専門家派遣などにより、創業者のフォローを行う。 出雲市は、特定創業支援等事業計画の資格を満たし、証明書の交付を希望する者について、公益財団法人しまね産業振興財団から、氏名、住所、相談対応日等を記載した報告書の提出を受ける。 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。	
計画期間	
平成 2 6 年 1 1 月 1 日～令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日	

変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-5 (相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する特定創業支援等事業

実施する者の概要	
① (1) 氏名又は名称	公益財団法人しまね産業振興財団
(2) 住所	島根県松江市北陵町 1
(3) 代表者の氏名	代表理事理事長 馬庭 正人
(4) 連絡先	創業・人材支援室0852-60-5117及び石見事務所0855-24-9301
② (1) 氏名又は名称	出雲商工会議所
(2) 住所	島根県出雲市大津町1131-1
(3) 代表者の氏名	会頭 福間 正純
(4) 連絡先	経営支援課 0853-25-3710
③ (1) 氏名又は名称	平田商工会議所
(2) 住所	島根県出雲市平田町2280-1
(3) 代表者の氏名	会頭 石原 俊太郎
(4) 連絡先	0853-63-3211
④ (1) 氏名又は名称	出雲商工会
(2) 住所	島根県出雲市大社町杵築南1344
(3) 代表者の氏名	会長 山崎 茂樹
(4) 連絡先	0853-53-2558
⑤ (1) 氏名又は名称	斐川町商工会
(2) 住所	島根県出雲市斐川町上庄原1749-3
(3) 代表者の氏名	会長 植田 登志雄
(4) 連絡先	0853-72-0674
⑥ (1) 氏名又は名称	島根県信用保証協会 出雲支店
(2) 住所	島根県出雲市大津新崎町2丁目24
(3) 代表者の氏名	出雲支店長 坂本 豪
(4) 連絡先	0853-21-4998
創業支援等事業の目標	
(1) 目標	相談対応：25件／年、創業者：15名／年
(2) 目標の根拠	令和4年度の起業・創業に関する相談件数は、19件、創業者数は14名であった。出雲市や他の認定連携創業支援等事業者と連携を図り、支援施策などを広く周知することで、年間25件の相談件数と、うち15名（相談件数の6割）の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容【既存・特定創業支援等事業】 創業希望者からの相談に対し、課題抽出および課題解決策の助言を行う。 なお、創業希望者が、4回以上（1回につき1時間以上）かつ1ヶ月以上、継続して経営・財務・販路・人材育成等の内容すべてを習得できるハンズオン支援を受け、事業計画書を作成した場合に「特定創業支援等事業」とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 創業希望者からの専門的相談（経営・金融・技術・特許・販路・貿易・情報など）に対し、中小企業診断士など資格を有する職員をはじめ各分野に精通した専門スタッフにより相談対応を行う。 必要に応じて、専門家派遣事業なども活用し、課題抽出と課題解決を図る。 出雲市、ワンストップ相談を行った機関及び創業希望者からの要請により、事業計画の策定から収支計画及び資金調達等の財務面、販売戦略構築等の販路面、人材育成や労務関係等全般に対してハンズオン支援を行い、その後も事業の進捗状況を訪問や電話等によってフォローアップする。 相談後の状況確認は年1回以上行い、創業の有無を把握する。 創業後も、年1回以上の訪問や電話・アンケートによる聞き取りで、経営・財務等状況	

確認し、必要に応じて専門家相談や専門家派遣などにより、創業者のフォローを行う。 出雲市は、市報での告知や相談窓口において創業希望者へ周知を行う。 出雲市は、特定創業支援等事業計画の資格を満たし、証明書の交付を希望する者について、公益財団法人しまね産業振興財団、出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会、島根県信用保証協会出雲支店から、氏名、住所、相談対応日等を記載した報告書の提出を受ける。 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成26年11月1日～令和11年10月31日 変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる

別表２－６（セミナー開催）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する特定創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人しまね産業振興財団 (2) 住所 島根県松江市北陵町 1 (3) 代表者の氏名 代表理事理事長 馬庭 正人 (4) 連絡先 創業・人材支援室0852-60-5117及び石見事務所0855-24-9301
創業支援等事業の目標
(1) 目標 セミナー参加者：延べ180名（市内）／年、創業者：20名（市内）／年 (2) 目標の根拠 令和4年度の出雲市からのセミナー参加者は、延べ181名であり、市内の創業者は23名であった。 出雲市や他の認定連携創業支援等事業者と連携を図り、支援施策などを広く周知することで、市内からは年間延べ180名の参加を目指す。 また、セミナー等受講やその後の相談対応を通し、うち20名（市内からの参加者の1割程度）の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容【既存・特定創業支援等事業】 事業計画や収支計画など経営に関すること、製品開発や技術改良等様々な技術力高度化に関すること、販路開拓（海外含む）に関することなどの知識・スキル習得を目指し、セミナーを開催する。 以下のテーマについて、専門家を招へいたセミナー等を年1回以上実施する。 ・ビジネスモデル策定に関するもの（経営・財務・販路に関する知識を学ぶ） ・ITを活用した販売方法に関するもの（経営・販路に関する知識を学ぶ） ・海外進出に関するもの（経営・販路・人材育成に関する知識を学ぶ） ・IT技術向上に関するもの（経営・販路・人材育成に関する知識を学ぶ） これらのうち、4回以上（1回につき1時間以上）かつ1ヶ月以上、経営・財務・販路・人材育成の内容すべてを習得できるものを受講し、各テーマで設定する受講修了基準（出席率80%以上など）を満たした場合に「特定創業支援等事業」とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 県内の貸会議室を借り上げてセミナー等を実施する。会場準備、告知、教材の準備等の事務手続きを実施者が行う。またカリキュラムの策定や専門家の確保は、実施者、出雲市及び他の認定連携創業支援等事業者や民間コンサル及び中小企業支援関係団体等のチャネルを活用して行う。 その後も状況について確認をするため、訪問や電話等によってフォローアップする。 出雲市は、市報での告知や相談窓口において創業者へ周知を行う。 出雲市は、特定創業支援等事業計画の資格を満たし、証明書の交付を希望する者について、公益財団法人しまね産業振興財団から、氏名、住所、相談対応日等を記載した報告書の提出を受ける。 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 受講者の受講後の状況確認は年1回以上実施者が行い、創業者を把握する。 創業後は実施者のみならず、出雲市や認定連携創業支援等事業者も帯同して、年に1回以上 訪問や聞き取りによる経営・財務等状況確認および必要に応じて専門家相談や専門家派遣などをはじめとしたフォローを行う。
計画期間
平成26年11月1日～令和11年10月31日 変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-7 (しまね起業家スクール) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する特定創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	しまね起業家スクール実行委員会 (①島根県、②島根県商工会連合会、③島根県商工会議所連合会、 ④島根県信用保証協会、⑤公益財団法人しまね産業振興財団)
(2) 住所	①島根県松江市殿町1番地、②島根県松江市母衣町2-55-4、 ③島根県松江市母衣町55-4、④島根県松江市灘町1番地7(松江 プラザビル内)、⑤島根県松江市北陵町1番地
(3) 代表者の氏名	島根県商工労働部中小企業課長 門脇 範明
(4) 連絡先(事務局)	①商工労働部中小企業課商業・サービス業支援係 0852-22-5655
創業支援等事業の目標	
- 概要：起業の機運を醸成し起業家を育成する為に、理念や事業計画、収支計画、行動計画の策定などを支援する講座を数カ月・12回程度にわたって行う。 - 目標：令和4年度の参加者は3名で、創業者は1人だった。出雲市や他の認定連携創業支援等事業者と連携を図り、支援施策などを広く周知することで、市内からは年間5名の参加を目指す。 このうちの創業者については、例年1割程度の創業があるところスクール修了後の円滑なフォローアップが可能となるべく、他の支援機関に協力を要請するなど、修了生と支援機関の距離を繋ぐ仕掛けも検討している。年間1名程度の創業実現を目標とする。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容【既存・特定創業支援等事業】 - 起業家に対して連続したセミナーを開催することで、起業の機運を醸成し、起業家を育成することにより、地域経済の活性化に資することを目的として、理念や事業計画、収支計画、行動計画などを検討・ブラッシュアップすることのできる講座を実施し、継続可能なビジネスプランの策定と、起業家としてのマインド養成を行う。 1. 先行事例に学ぶ(創業の実態、先輩起業家の創業体験談、受講者交流) 2. 創業への心構え(経歴の振り返り、創業動機の明確化) 3. ビジネスプラン策定①(経営理念、事業コンセプト、環境分析) 4. ビジネスプラン策定②(経営戦略、ビジネスモデル) 5. 営業・販売戦略①(マーケティングの基礎) 6. 営業・販売戦略②(ネットを活用した販売手法、SNSを活用したプロモーション) 7. 収支・資金計画①(収支計画、資金計画、資金繰り) 8. 収支・資金計画②(税金、諸手続き、創業支援制度の紹介) 9. ビジネスプランまとめ(ビジネスプランシートの作成) 10. プレゼンテーション①(プレゼンテーション技法を学ぶ、資料の作成) 11. プレゼンテーション②(プレ発表) 12. ビジネスプラン発表会 - 講義とグループワークを中心とした12回程度のカリキュラムの中で、受講生各自の事業計画(事業背景、動機、理念、目的、提供サービス、収支資金計画)について、様々な視点から見直しとブラッシュアップを行っていく (2) 創業支援等事業の実施方法 6月頃から10月頃までの期間で12回程度の連続したセミナーを実施。受講料は有料を原則とする。 - 開催にあたっての広報・周知を実行委員会と出雲市が協力して実施することとする。 - カリキュラムの策定や、会場準備、講師手配などを実行委員会で行う。 - 講師には、創業を支援する機関の職員、中小企業診断士等の専門知識を有する方等を招聘する。 - この一連の講座を「特定創業支援等事業」とし、本事業の修了要件である、全講座の半数を受講し、4回以上(1回につき1時間以上)かつ1ヶ月以上財務、経営、人材育	

成、販路開拓のすべての内容について、対応する各講義に出席していたことが確認できた場合に、特定創業支援等事業の資格を満たした者として出雲市が証明書を発行する。 出雲市は、特定創業支援等事業計画の資格を満たし、証明書の交付を希望する者について、しまね起業家スクール実行委員会から、氏名、相談対応日等を記載した確認書の提出を受ける。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・卒業後の状況確認は1年ごとに当実行委員会が行い、創業者を把握する。 ・起業家スクール卒業生がコミュニティを形成しており、創業後はそのコミュニティや講師を務めた中小企業診断士等の専門家が年1回以上 創業者への経営にあたってのアドバイスなどのフォローを行い、財務面・営業面などの課題解決に取り組み、事業の持続可能性を高めていく。 【出雲市の支援内容】 ・募集チラシの設置 ・出雲市ホームページへの掲載 ・出雲市の窓口に来た創業希望者への紹介
計画期間
平成26年11月1日～令和11年10月31日 変更箇所については令和6年6月25日～令和11年10月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-9（創業セミナー）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	株式会社 日本政策金融公庫
(2) 住所	東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー
(3) 代表者の氏名	代表取締役総裁 田中 一穂
(4) 連絡先	松江支店 国民生活事業 (担当：融資課0852-23-2651)
創業支援等事業の目標	
(1) 目標	セミナー参加者：20名以上/年 創業者：3名以上/年
(2) 目標の根拠	令和4年度に県内全域を対象とした創業セミナーの出雲市からの参加者は、25名であり、市内の創業者は0名であった。他の認定連携創業支援等事業者と連携を図り、県内全域を対象としたセミナーで、年間延べ20名以上、うち3名以上の創業者を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容【既存】	＜創業セミナーの実施＞ 県内全域を対象として年1回以上、以下のテーマ（予定）について公庫職員又は外部専門家等を講師とする創業セミナーを実施する。 ・創業時の資金調達について ・創業計画書の策定について ・創業時に必要な手続きについて など
(2) 創業支援等事業の実施方法	・他の創業支援機関等と連携を図り、幅広く参加者を募る。 ・参加費は無料とする。 ・参加者の求めに応じて個別相談会も同時に開催する。 ・必要に応じて、参加者に他の創業支援機関を紹介する。 ・セミナー参加者へは、NPO 法人ミライビジネスいずもが行う「創業塾」【2-3】、しまね起業家スクール実行委員会が行う「しまね起業家スクール」【2-7】などの紹介を通じて、創業意思の確認や創業までのフォローを行う。
【出雲市の支援内容】	
・募集チラシの設置。 ・出雲市ホームページへの掲載。 ・出雲市の窓口に来た創業希望者への紹介。	
計画期間	
平成26年11月1日～令和11年10月31日	
変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年10月31日	